

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(天 神 川 森 林 計 画 区)

(第 一 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平 成 3 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令 和 6 年 3 月 3 1 日} \\ \text{(変 更 年 月 令 和 2 年 3 月)} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1

第5次国有林野施業実施計画（天神川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

「「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について」（平成31年3月28日付林国経第187号林野庁長官通知）による様式変更に伴い一部計画書を変更します。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養^{かん}タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取扱いをすべき林分ごとに上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備考
複層林施業	29	複層林Ⅰ群、Ⅱ群
長伐期施業	171	長伐期
通常伐期施業	85	分散伐区Ⅰ群、Ⅱ群

注1:上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積。

注2:備考欄は施業群の細分。

Ⅰ群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所。

Ⅱ群はⅠ群以外の箇所。

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

区分	名称	面積	位置(国有林・林小班)	特徴等	備考
森林生態系保護地域	大山森林生態系保護地域(保存地区)	539.01 [1,196.73]	本谷奥 571い1、ろ 572い1、い2、ろ 573い1 574い 575全 576ち1、ぬ、か1 船上山 577は1 578全 579に1、ち 580い1、ろ、は1	大山周辺の原生的なブナ林や特別天然記念物に指定されている「大山のダイセンキャラボク純林」など、この地域を代表する原生的な天然林の保護	
	大山森林生態系保護地域(保全利用地区)	642.01 [1,993.72]	本谷奥 570全 571い2 572い3、は 573い2、に 576ち2、か2 船上山 577い、ろ、は2 579に2、に3 580い2、は2 581い1～へ 582ち～ぬ		
計	1箇所	1,181.02 [3,190.45]			

区 分	名 称	面 積	位置 (国有林・林小班)	特 徴 等	備 考
生物群集 保 護 林	三国山生 物群集保 護林 (保 存地区)	298.83 [319.03]	中津 517ぬ、る 519は、に 521に 522に、る 523な、ら 524は、に、り、ぬ 525ち	三国山におけ る代表的なブ ナを主体とす る高齢天然生 林の保護	
計	1箇所	298.83 [319.03]			
希少個体群 保 護 林	西鴨ブナ ・ハウチ ワカエデ 遺伝資源 希少個体 群保護林	9.19	西鴨 562り 564は	西鴨における ブナ、ハウチ ワカエデの遺 伝資源の保存	
計	1箇所	9.19			
合 計	3箇所	1,489.09			

注：1 森林生態系保護地域の [] は、日野川森林計画区の面積を含めた面積である。

2 生物群集保護林の [] は、千代川森林計画区面積を含めた面積である。